別紙２

意見公募要領

１　意見公募対象

・　地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案

・　地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令案

２　意見公募の趣旨・目的・背景

別添の報道資料の「１　背景」のとおり。

３　資料入手方法

準備が整い次第、e-Gov(https://public-comment.e-gov.go.jp/)の「意見募集案件」及び総務省ホームページ(https://www.soumu.go.jp/)の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

４　意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）又は（３）の場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

※　誤投稿防止のため、意見の提出に当たって必ず「意見募集要領（提出先を含む)」及び「命令などの案」の全部を確認してください。

（１）e-Gov を利用する場合

e-Gov (https://public-comment.e-gov.go.jp/) に掲載されている対象の意見募集案件の意見提出フォームから御提出ください。

※　e-Gov から提出できる電子ファイルのサイズは４MB までとなっています。

（２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：　hyoujunrei26_atmark_soumu.go.jp

総務省自治財政局調整課　あて

※　スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

※　意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の e-Gov

を極力御利用いただきますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

※　メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※　電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 20MB となっています。

（３）郵送する場合

〒100-8926　東京都千代田区霞が関２－１－２

総務省自治財政局調整課　あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

〇ディスクの種類：CD－R、CD－RW、DVD-R 又は DVD-RW

〇ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

〇ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

５　意見提出期間

令和８年１１月１３日（金）から令和８年１２月１４日（月）まで（必着）

※　郵送については、締切日の消印まで有効とします。

６　留意事項

・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。

・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省自治財政局調整課にて配布又は閲覧に供します。

・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

（※個人情報を公表する可能性がある場合のみ）

・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希

望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。

・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。

・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省自治財政局調整課

担　当：鏡味、高橋、加藤

電　話：03-5253-5619

電子メールアドレス：hyoujunrei26_atmark_soumu.go.jp

※　迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意　見　書

令和　　年　　月　　日

総務省自治財政局
調整課　あて

郵便番号
（ふりがな）
住所（所在地）
（ふりがな）
氏名（法人又は団体名等）（注１）
電話番号
電子メールアドレス

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令案及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注１　法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。
注２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見